

四国中央市

地域コミュニティ基本計画



平成25年6月
四国中央市

はじめに

近年、少子高齢化が進み人口減少時代を迎える中、人々の価値観は多様化し、生活様式も大きく変化してきていますが、それに伴い、市民や地域のニーズも多様化・高度化し、行政が公平で均一的なサービスを提供するということだけでは、ニーズに対応することが困難になってきています。

そのような中、防災、防犯、環境、福祉、教育などさまざまな分野での取り組みにおいて、市民による自主的な活動が地域社会の課題解決に大きな役割を果たしています。この担い手となるのが地域コミュニティであり、それが地域の課題を解決していく力、いわゆる「地域力」が改めて評価されつつあります。しかしながら、その地域コミュニティは、市民の地域活動への関心の低下、人と人との関係の希薄化により、会員の減少や担い手不足などの要因から停滞化の傾向が見受けられます。

そのような背景を鑑み、市民や行政が一体となり、失いつつある地域社会の絆の再生に向けての新たな仕組みの指針を明らかにする四国中央市地域コミュニティ基本計画を策定する運びとなりましたが、策定に当たりましては、地域活動を推進する関係者や公民館関係者及び公募の市民で構成する四国中央市地域コミュニティ検討委員会を設置し、本市の地域コミュニティの現状を踏まえ、今後のあり方、方向性などについて議論を重ねていただきました。

この計画は、市民や行政が地域の課題解決の取り組みを進めていく際の拠り所として定めたもので、ここに示す理念や取り組みの方向性を互いに共有し、心の通い合う活発な地域コミュニティ活動が息づいた四国中央市を皆さんと共に創造していきたいと考えています。

終わりに、計画の策定に当たり、地域コミュニティ検討委員会の委員の皆様には格別のご尽力を賜り、また、市民意識調査などでは、市民の皆様から多くの貴重なご意見をいただきました。心からお礼を申し上げます。

平成25年6月



四国中央市長 篠原 実

～目 次～

第1章 地域コミュニティ基本計画の策定に当たり……………1頁

1. 地域コミュニティ基本計画策定の趣旨
2. 基本計画の位置づけ
3. 基本計画の期間及び推進
4. 基本計画の策定体制

第2章 地域コミュニティの範囲と必要性……………4頁

1. 地域コミュニティとは
2. 地域コミュニティの範囲
3. 地域コミュニティの必要性

第3章 地域コミュニティを取り巻く環境……………6頁

1. 地域コミュニティを取り巻く情勢
2. 地域力再生への期待

第4章 地域コミュニティの現状と課題……………8頁

1. 地域の現状と課題
2. 基本計画策定のための市民意識調査
3. コミュニティ活動の現状と課題
4. 今後の課題

第5章 基本計画の基本的な考え方……………12頁

1. 将来像（目指すべき地域コミュニティ像）
2. 基本方針（将来像を実現するための方針）

第6章 地域コミュニティ活性化の方策……………15頁

1. ネットワークづくり
2. 環境づくり
3. きっかけづくり
4. 人づくり

第7章 地区コミュニティ協議会の重要性……………23頁

1. 地区コミュニティ協議会の定義
2. 地区コミュニティ協議会の役割
3. 市民主体の取り組み
4. 地区コミュニティ計画の策定
5. 地区コミュニティ協議会と行政との関係
6. 市民の役割

第8章 地区コミュニティ協議会の活動拠点……………26頁

1. 公民館の機能の活用
2. 地区コミュニティ協議会の活動拠点としての公民館

第9章 実現に向けて……………27頁

1. 市民と行政との連携での取り組み
2. 身近なコミュニティ活動の重要性
3. 市民が主役の市民自治の確立に向けて

1. 地域コミュニティ基本計画策定の趣旨

絆と地域力再生の担い手となる地域コミュニティの将来のあるべき姿を明らかにします。

近年、人と人とのつながりが希薄化し、住民が地域活動に参加する機会の減少や動機が薄れてきています。更には、自治会などの会員や行事への参加者の減少、役員の担い手不足などにより、子育てや教育、地域の安心・安全や環境対策など、これまで地域コミュニティにより育まれ支えられてきた地域社会※1の絆が失われつつあります。

このような中であっても、本市では、それぞれの地域において市民主導による活動が継続して行われ、更には、共通した関心ごとにより結びついたボランティア市民活動が広まり、市民の知恵と工夫で地域社会を変えようとする流れが起きており、このような活動を活発化させるため、「自助」・「共助」・「公助」※2を基本とし、市民と行政との協働※3によるまちづくりに取り組む必要性が問われてきています。

このような状況の下、本市では、**四国中央市自治基本条例**（以下、「自治基本条例」という。）を平成19年7月に施行し、「市民が主役の市民自治の確立」を基本理念に掲げ、その中で、自分たちの地域の課題については、自らが考え、自らで取り組み、豊かな地域社会を創造していくことがうたわれており、この理念に基づき、行政主導の公共運営の仕組みを見直し、地域社会を構成するさまざまな人の参画と協働によるまちづくりを進めています。また、平成23年3月に策定された第2次行政改革大綱では、重点項目として、自治の基盤が脆弱になりつつあるコミュニティの危機的状況を正面から捉え、地域社会の絆を再生するための仕組みづくりを進めていくことが示されました。

このような現状を踏まえ、地域コミュニティの将来のあるべき姿を明らかにし、市民と行政が共通の目標に向かって進むための指針となる地域コミュニティ基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定し、絆と地域力再生による協働のまちづくりの実現に向けた道標とするものです。

豆知識①

自治基本条例とは？

自治に関する基本的な理念や市政運営の基本的事項などを定めたもので、市の条例や計画などは、原則として自治基本条例の規定に適合するように制定または運用されることとなっており、四国中央市の憲法と言えます。



※1 地域社会…一定の地域的範囲において形成される人々の社会生活のまとまり。

※2 「自助」・「共助」・「公助」…「自助」は自分ができることは自分で行うこと、「共助」は市民同士が支え合うこと、「公助」は行政が支え合いの基盤づくりや地域活動を支援すること。

※3 協働…共通の目的を実現するために、それぞれが自らの役割を認識し、共に知恵を出し合い、共に取り組んでいくこと。

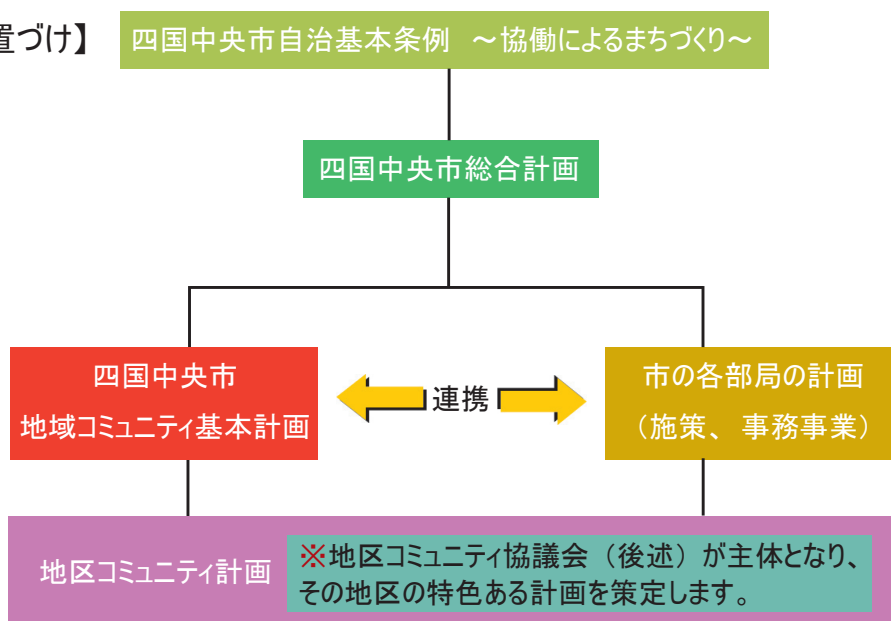
2. 基本計画の位置づけ

基本計画に関連する市の条例や計画としては、自治基本条例、四国中央市総合計画※4（以下、「総合計画」という。）及び市のさまざまな分野の計画があります。自治基本条例は市の最高規範であり、総合計画は、市政運営の指針として第1次総合計画（平成17～26年度）が進行しており、現在、第2次総合計画（平成27～34年度）の策定へ向け審議されています。

基本計画は、これらの条例や計画で示されている方向性を踏まえた地域コミュニティ分野の計画として位置づけるものであり、さまざまな分野の計画との連携を図る必要があります。

また、地域にはさまざまな課題や問題が存在しますが、それはそこに住む市民が一番よく知り感じています。その人たちが協力し合い、一緒に課題解決を図ること、地域づくりに携わることができる新しい仕組みが必要であるため、それぞれの地区（公民館単位）で特色のある地区コミュニティ計画を策定します。

【基本計画の位置づけ】



3. 基本計画の期間及び推進

基本計画の推進期間は、社会情勢や環境が変化し続けていることから、平成25年度から5年後の平成29年度とします。また、市民の意識や環境の変化、計画施策の実施状況、今後の地域コミュニティの活性化の進展を考慮しながら、柔軟に計画を見直すこととします。

なお、計画の推進に当たっては、PDCA サイクル※5に基づき、地域コミュニティ活性化の進捗状況や実施評価などを評価・分析し、次期計画に反映していくものとします。

※4 四国中央市総合計画…四国中央市のまちづくりの基本的な方向性（理念・目標）を示した計画。今後の社会情勢の変化を見据え、長期的・総合的な視点から、まちのあるべき姿や目標を定めるとともに、そこに至るための基本的な考え方を定めている。

※5 PDCA サイクル…P（Plan：計画）→D（Do：実行）→C（Check：検証）→A（Action：見直し）というサイクル。

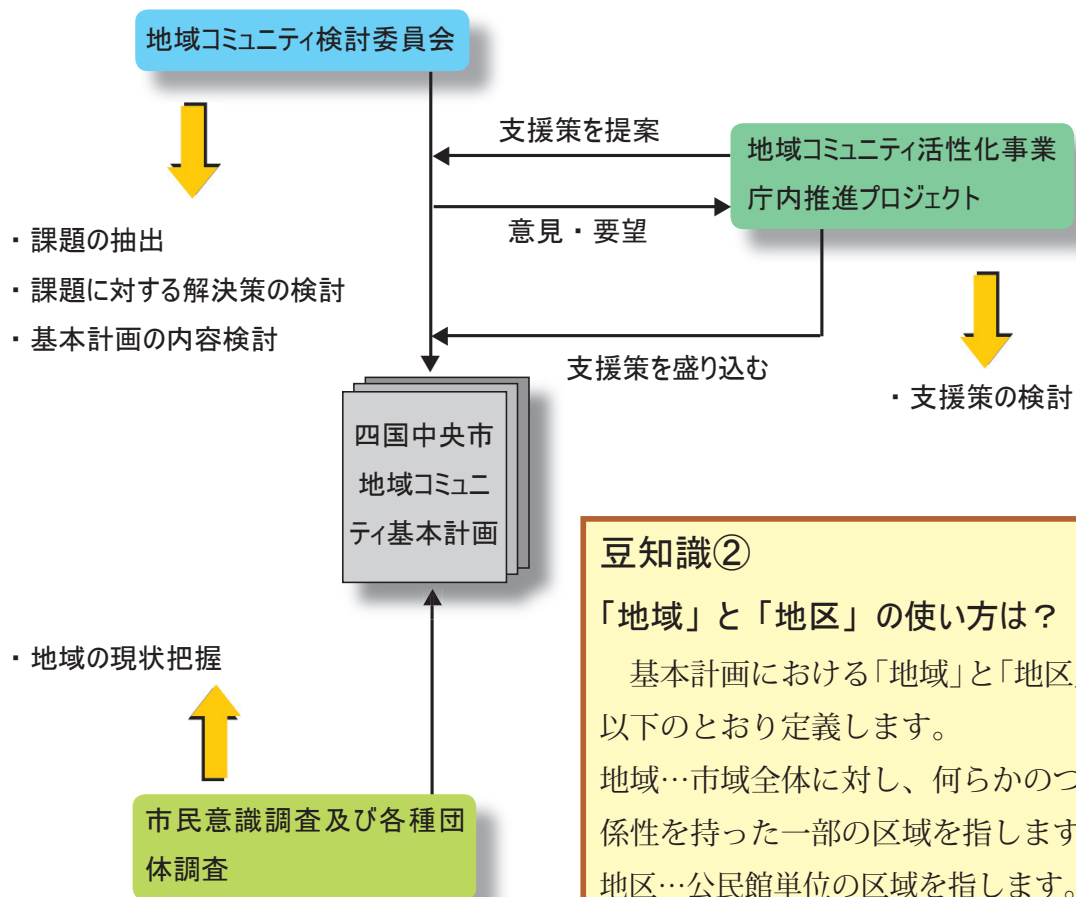
4. 基本計画の策定体制

市民と行政との協働による策定です。

地域コミュニティの主体はそこに住む人たちであり、さまざまな団体や個人の意見を取り入れる必要があると考え、市民で構成される地域コミュニティ検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を組織し審議を行いました。検討委員会の審議の中では、課題の抽出や課題に対する解決策、基本計画の内容などを検討し、地域コミュニティの実態に即した提言をいただき、それを尊重し計画づくりを行いました。

また、地域コミュニティの活性化には、行政からの支援が必要であるため、市職員で構成する地域コミュニティ活性化事業庁内推進プロジェクトを組織し、地域コミュニティへの支援策を主に検討し、検討委員会と情報を共有しながら協働により計画を策定しました。なお、地域の現状把握を行うため、市民意識調査などを行い、タウンコメント※6を経て策定しました。

【基本計画の策定体制図】



※6 タウンコメント…行政による規制の設定や改廃、事業の実施に当たり、行政機関が原案を公表し、市民から意見や情報の提出を求め、その意見などをもとに検討後最終意思決定を行う制度。一般的にはパブリックコメントと言うが、本市では自治基本条例でタウンコメントと名付けている。

第2章 | 地域コミュニティの範囲と必要性

1. 地域コミュニティとは

一般的にコミュニティとは、一定の地域に居住し、共同、帰属意識を持つ人々の集団のこととされており、自治基本条例では次のように定められています。

(定 義)

第2条

(5) **コミュニティ** 市民が互いに助け合い、地域をより良くすることを目的として形成されたつながり、組織または集団のことを言います。

【自治基本条例逐条解説】

地域をより良くすることを目的に結成された集団、組織やそのつながりすべてのものを言います。営利を目的として活動する企業組織であっても、本号の趣旨による活動を行う場合は、この条例でいうコミュニティに含まれます。具体的には、自治会、町内会などの地縁による団体、NPO 法人※7、ボランティア団体などの目的団体、農業協同組合、青年団、婦人会などの公共的団体などのほかに、地域の美化活動や防災活動などに取り組む小グループによるサークルや集団など、本号の趣旨に適するものはすべて含むこととしています。

(コミュニティ)

第11条 市民は、コミュニティ活動の重要性を認識し、その活動に積極的に参加するよう努めます。

2 市は、コミュニティの自主性、自立性を尊重し、その活動の連携及び強化を図るため、必要な施策を講じるよう努めます。

【自治基本条例逐条解説】

豊かな地域社会を築いていくためには、市民相互の交流や地域活動への参加など、市民一人ひとりの潜在意欲を引き出し、相互のつながりや活動の輪を広げ、その中から身近な地域の課題を市民自らが解決する自治そのものの力を高めることが重要です。コミュニティは、地域の問題解決に資するもの、地域の親睦を深めるものなど地域をより良くする目的で形成されたものであることから、地域社会また市民自治には欠かすことのできない団体です。そのため、地

※7 NPO 法人…NPO とは非営利組織と言われ、営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。1998年12月より「特定非営利活動促進法」いわゆるNPO法が施行され、法人格をもつことができるようになり、その場合は特定非営利活動法人（通称「NPO法人」）と称する。

域住民同士だけでなく、地域で働く人、学ぶ人なども含め、より多様な人と人とのつながり合うコミュニティから新たな活動の可能性を見だし、そしてこれらの活動を連携し、更に強化する必要があります。この趣旨に鑑み、市民は、このことを認識し、コミュニティ活動に積極的に参加すること、市はその自主性や自立性を尊重しつつ、施設整備や組織間の連携などにわたって支援策を講じることになります。

地域におけるコミュニティの充実のためには、広報委員会を生かした組織化、自治会組織の把握や運営協力などの支援など、コミュニティ充実のための基本的な考え方を示しています。

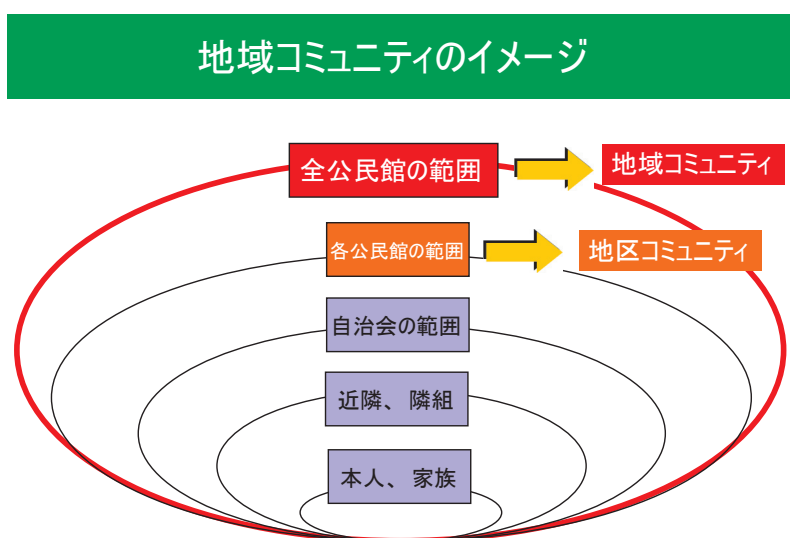
~~~~~

以上のようなことから、基本計画では、「市民が互いに助け合い、地域をよりよくすることを目的として形成されたつながり、組織または集団」が、相互にコミュニケーションを図りながら、地域の事柄に取り組んでいる地域社会を「地域コミュニティ」と定義します。

## 2. 地域コミュニティの範囲

地域コミュニティの範囲は、そこに住む市民が、暮らしや地域のあり方を自ら決めていくときの一つのまとまりであり、市民自治の基礎単位となるものです。その広がりや大きさは、近隣・隣組などのご近所から、自治会、各公民館区などさまざまな範囲があります。

その中で、各公民館区は、日常的にも市民同士の顔の見える関係が築ける範囲であり、その範囲を基礎として、地域の課題解決に向けて、市民を巻き込み、人々の連携を促し、主体的な学習・実践活動に結びつけていくさまざまな活動が行われてきた歴史があることや、自治基本条例において、コミュニティの連携拠点の範囲である公民館区の全区を、今回、重点的に地域コミュニティの活性化を図る範囲とします。



## 3. 地域コミュニティの必要性

地域コミュニティの活動は市民自治の原点であり、その活動を活発化させることにより、自分たちの住むまちを自分たちで良くするという自治の精神や、ふるさとへの愛着及び誇りを持つことにつながります。

また、人と人とのつながりをつくり、お互いに助け合う関係を構築することで、市民同士の見守り機能が働き、防災や防犯対策につながったり、いざという時に助け合うことができたりするなど、安全で安心な地域社会の実現につながるため必要不可欠です。



## 1. 地域コミュニティを取り巻く情勢

## (1) 社会環境などの変化

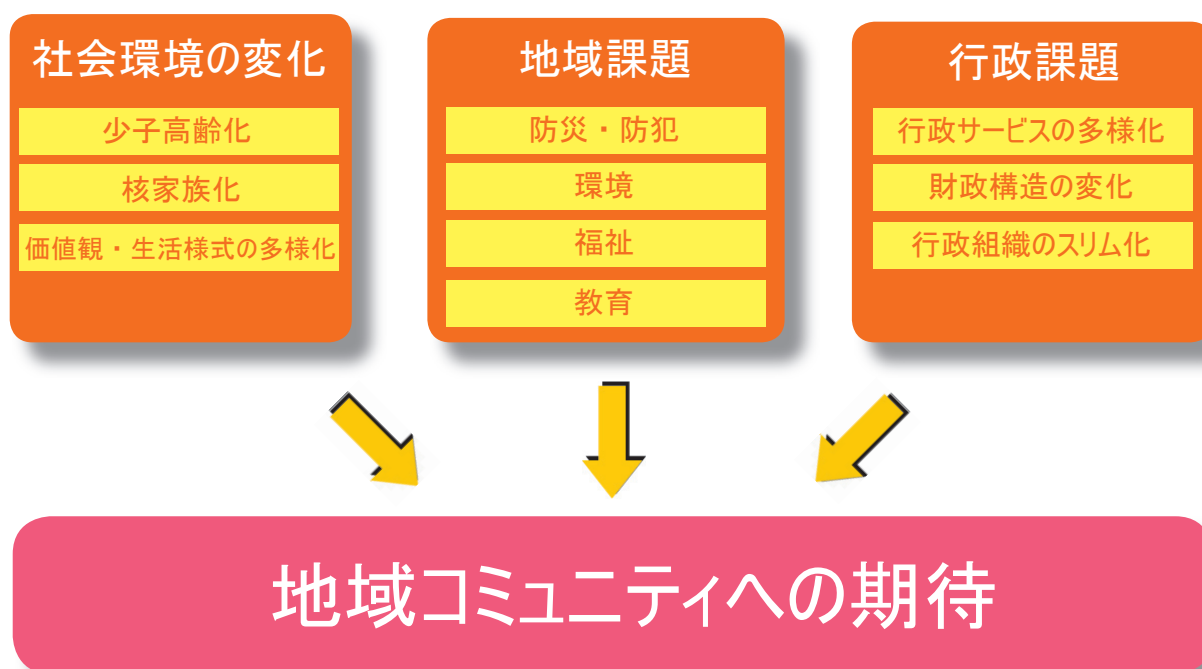
近年、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、人々の価値観や生活様式の多様化などに伴い地域課題も多様化し、このような地域課題への対応、地域づくりの担い手として地域コミュニティへの期待が高まっています。

冒頭に述べたように地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、その結果、防災、防犯、環境、福祉、教育などの地域課題も多様化しており、特に防災については、本市にも多大な影響が想定される東南海・南海地震への対応が喫緊の課題となっています。

一方、人口減少・高齢化などを背景とし、自治体の運営は非常に厳しい状況にあり、行政のみで多様化している地域課題を解決することは困難になってきているため、地域課題に対応する方法を改めて考える必要があります。

これまでは、一人ひとりの生活は、身近な家族で支え合ってきましたが、今後は、一人暮らしの高齢者を地域コミュニティで見守ることなどが期待されています。また、少子化が進む中、安心して子どもを育てられる環境が重要となり、地域コミュニティを活用した子どもを育てる仕組みづくりも期待されています。

このように、多様化する地域課題に対応し、また、地域づくりの担い手として地域コミュニティへの期待が高まっています。



## (2) 地域コミュニティの変遷

従来より地域コミュニティは自発的な取り組みから始まり、地域社会の環境の変化によりその役割は縮小しましたが、近年、その重要性に対する認識が改めて高まり、地域コミュニティの活性化が求められています。

戦後の急速な社会情勢の変化により、人と人との結びつきが弱まり、また、高度経済成長による個人所得の増加や税収の伸びなどを背景に、これまで地域が担っていた公共サービスが、市場の私的サービスと行政サービスに置き換わりました。その結果、自治会などをはじめとする従来からのコミュニティの機能が低下しました。

一方、阪神・淡路大震災を契機とし、NPO 法人や市民ボランティアの活動が注目され、日頃からの地域活動が大切であることがこれまで以上に指摘され、NPO 法人の数が増加するなど新たなコミュニティとして認知されるようになりました。このことは、先の東日本大震災でも教訓とされたところです。

このような状況の中、組織力が低下しつつある自治会などの地縁型のコミュニティと、活動実績を伸ばしつつある NPO 法人や市民ボランティアのテーマ型のコミュニティが互いに連携することが、近年、**新しい公共**という考えの下望まれてきています。

### 豆知識③

#### 新しい公共とは？

これまでの行政提供型の公共サービスのあり方を見直し、地域で出来ることは地域で行い、地域だけで出来ないことは行政と協働で行うなど、補完性の原理に基づく、多様な実施主体による公共サービスの提供体制です。



## 2. 地域力再生への期待

市民自らが立ち上がり、地域課題を解決していく力が求められています。

さまざまな問題がある中でも、近年、子どもや高齢者の見守り活動や自主防災活動など、市民による自主的な取り組みが生まれ、地域の課題解決に大きな役割を果たしている地域も見られます。

このように、課題に対して住民が主体的に取り組む力が「地域力」であり、これからの地域社会では、地域力の重要性が改めて認識されつつあります。行政による公平・均一なサービス提供に加え、市民や事業者による地域の特性や課題に応じた取り組みが活発に行われることが、すべての市民の安心・安全な暮らしを支えることにつながります。更には、それを礎とし市政を運営していくことにより、これからの四国中央市の発展につながります。

## 1. 地域の現状と課題

### (1) 人口及び高齢化率の状況

四国中央市でも人口減少や少子高齢化は進行しています。

本市は、平成16年4月の市町村合併時、人口9万2,854人のまちでしたが、平成22年に行われた国勢調査では、9万187人と人口減少が進んでおり、このような傾向は、更に加速すると考えられ、平成32年には、8万3,597人（国立社会保障・人口問題研究所調べ）になると予想されています。

また、地域格差はあるものの、ほとんどの地域で年少人口（15歳以下人口）割合が減少し、老年人口（65歳以上人口）割合が増加傾向にあり、平成22年の国勢調査では、高齢化率が25.9%であるものが、平成32年には、32.6%（国立社会保障・人口問題研究所調べ）になると予想されており、本市においても人口減少や少子高齢化が進行しています。

## 2. 基本計画策定のための市民意識調査

### (1) 市民の意識

市民のみなさんは「地域社会の絆の再生」を望んでいます。

基本計画の策定に当たり、市民の視点での現状と課題をできるだけ多く抽出するため、市民3,202人を対象とした地域コミュニティ基本計画策定のための市民意識調査（以下、「意識調査」という。）及び、市内の各種団体関係者（主に代表者）140人を対象とした地域コミュニティ基本計画策定のための各種団体調査（以下、「団体調査」という。）を実施しました。

その結果からは、基本計画策定の背景となった第2次行政改革大綱の重点項目である「地域社会の絆の再生」を図ることの必要性については、意識調査では65%、団体調査では96%と多くの方が望んでおり、関心が高い課題であることが見受けられます。

また、地域社会の絆の再生を図る上で重要となる地域活動への参加について、「現在、どのような活動に参加していますか」との問いに対して、「自治会活動などやその関連活動（愛護班、老人クラブ、婦人会、自主防災組織）に参加している」と答えた人が最も多く、日頃から気軽に声が掛け合える範囲の活動が身近なものとして感じられています。一方では、「何も参加していない」と答えた人も多く、現在、社会問題になっている地域活動への関心の低下が結果として表れています。

## (2) 地区（公民館区）の課題

将来的な地区の課題として「防災」「高齢者福祉」が重要であると認識されています。

意識調査において、「お住まいの地区（公民館区）で、将来的に課題となっていくと思われる活動はどのようなことですか」との問いに対し、「防災、災害時の対応」と答えた人が最も多い結果となりました。

これは阪神・淡路大震災や先の東日本大震災が発生した際、行政だけによる対応、いわゆる公助の限界が顕著となり、自助、共助の重要性が指摘されたことに伴い、市民の災害に対する危機意識が、これまでより明確になった結果であると思われます。次いで、高齢者福祉の対応が望まれており、少子高齢化社会への不安が数字として表れています。



## 3. コミュニティ活動の現状と課題

### (1) 自治会などの現状と課題

代表的なコミュニティである自治会などの加入者数は減少しています。

自治会などは、自分たちの地域を住みやすくするため、生活環境の整備や福祉の向上などの地域課題に取り組む組織として、市民生活に直結した重要な役割を担っている代表的なコミュニティです。

その自治会などの現状は、活動内容や活性化の現状において格差が見られます。活発に活動を行っている自治会などでは、すでにさまざまな分野の課題解決に取り組み、住み良い環境が整い、安全・安心の機能が高まっています。また、その活動に参加することで、人と人との触れ合いが生まれ、交流が深まり、楽しみを共有する事例が多く見られます。

しかしながら、自治会などへの加入者数の減少が大きな社会問題となっており、また、市民意識調査においても、自治会などの会員数の増減についてを調査したところ、「少し減っている」が30%、「かなり減っている」が約11%で、合わせて約4割の人が自治会などの会員数の減少を感じているという結果が出ており、本市においてもその問題は、例外ではないことが数字として表れました。

なお、その要因としては、高齢化による活動への参加意欲の減少、自治会活動の形骸化、役員への負担感、無関心層の増加などが考えられます。



## (2) 各種団体の現状と課題

各種団体は、自治会などやその他の団体との連携・協力を望んでいます。

市内には、おおむね公民館区を単位として、老人クラブ、補導委員協議会、交通安全協会支部、愛護班、婦人会、地区社会福祉協議会などの各種団体が、目的別に市民生活に関わる多種・多様な分野で活発な取り組みを展開しています。

団体調査では、活動状況として、「非常に活発」が19%、「まあまあ活発」が58%で、合わせて全体の77%を占めており、自治会などの脆弱化に反し活発に活動している団体が多い結果となりました。また、「団体が活動を行っていく上で、自治会・町内会やその他の団体などと連携・協力した活動を行っていますか」との問いに対し、「行っている」が68%、「今は行っていないが今後は行いたい」が15%で、合わせて83%の団体が、連携・協力の必要性を唱えています。

一方、課題としては、自治会などと同様、役員の担い手不足が最も多く、役員の長期在任の課題は深刻化しています。

## (3) コミュニティの連携拠点での活動

コミュニティの連携拠点である公民館では、現在も活発な活動が行われています。

コミュニティの連携拠点である公民館は、従来から市民を巻き込み、人々の連携を促し、主体的な学習・実践活動に結びつけていくという機能や仕組みがあります。現在、市内には20の公民館がありますが、市民の生活に即した教育、文化などの社会教育活動に加え、レクリエーション活動や親睦活動という地域の人と人との絆を強める活動のほか、環境保全や安心・安全活動という地域課題解決に向けたコミュニティ活動全般にまで拡大しています。このような公民館活動が、本市のコミュニティ活動の根幹となっており、地域では、活動を通じて育成された人材、ネットワーク※8が活用されることにより、地域の活性化につながっています。

## (4) 連携状況

地域課題の解決のために、住民の合意を形成していくには、自治会などの地縁組織や各種団体など多様なコミュニティが連携する必要があります。

意識調査の中で、「今後、あなたのお住まいの地区（公民館区）で、課題解決のために住民の合意を形成していくには、どのような組織が中心となって取り組むべきだと思いますか」との問いに対し、「自治会などの地縁組織と各種の地域活動団体（愛護班、老人クラブ、婦人会、自主防災組織など）が一緒になった組織」と答えた人が最も多く、地域においては、自治会などの地縁組織だけではなく、多様なコミュニティが存在しますので、その組織同士がより連携を図り、課題解決に向けて取り組んでいくことが必要であるとの意向を示しています。

---

※8 ネットワーク…個々の人や団体のつながり。密接に情報交換を行う人々や団体の集まり。

## 4. 今後の課題

これまで述べたとおり、本市においても少子高齢化や人口減少が進行しており、防災、防犯、福祉、教育、環境などの多様な地域課題への対応が望まれています。これらの地域課題に対しての地域コミュニティによる対応が期待されていますが、自治会などへの市民の参加は減りつつあります。また、会員の高齢化や担い手不足が進み、それに対する対応が必要となっています。

これまでも、本市では地域における活動に対しさまざまな形で支援を行ってきましたが、これからは、若い人でも参加しやすい仕組みづくりやそのきっかけづくりの仕組み、既存組織の意識に留意した連携が求められています。

このような地域コミュニティの現状と課題を踏まえ、地域コミュニティの活性化を進めるためには、以下のような課題があります。

### (1) 地域の課題を共有し、連携して対処できる場の創出

さまざまなコミュニティが、ネットワークを広げて関係を深め、地域が抱える課題についてを把握し、協力を行いながら解決していくことで、市民のニーズを捉えた住みよいまちの実現につながります。

そのため、市民やさまざまなコミュニティが集まり、情報交換を行い、地域における課題や諸問題について話し合う場が求められます。その手法としては、単体の組織だけでなく、他組織との協力を得て協議を行うという過程を重視し事業を実施していくことにより、より多くの市民が事業の内容に共感できます。

また、意思決定の場には、若い人からお年寄りまでの世代間交流ができるよう、さまざまな人たちが一同に会すような仕組みづくりを行い、忌憚のない意見交換ができるような場を創出することが望まれます。

### (2) 地域づくりにおける主体の発掘と育成

活発な地域コミュニティの活動を実現するためには、これまで地域づくりになじみが薄かった若い人やNPO法人、ボランティア団体、更には企業などの活力を取り込む必要があります。

そのためには、情報提供や啓発活動などを進めながら、地域コミュニティが行う活動に触れ合う機会を増やし、活動への参加を促すことが期待されます。

### (3) 地域の実情や既存組織などを尊重した取り組み

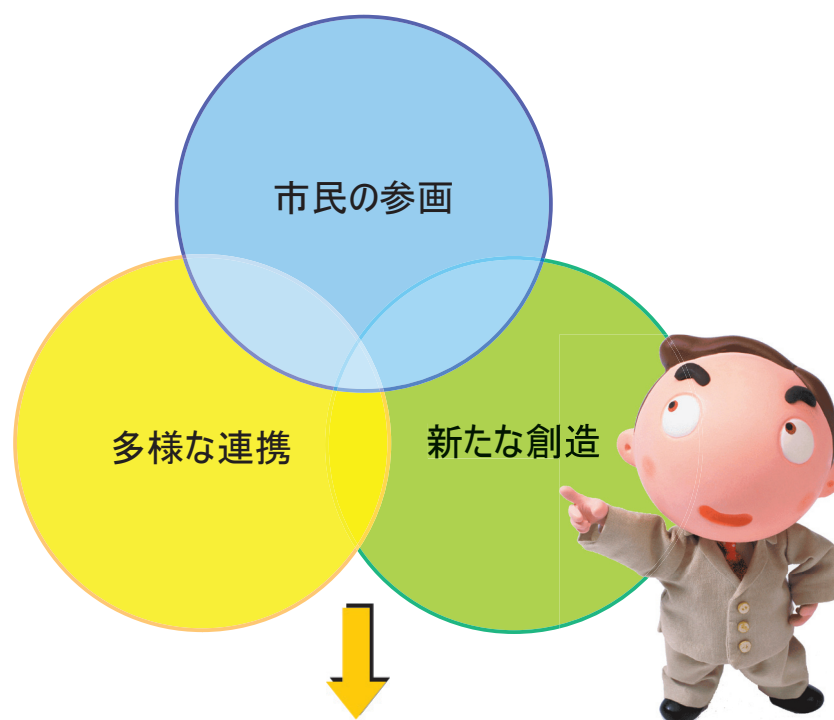
地域コミュニティの活動が活性化しているところがある一方、動きが停滞しているところもあり、それぞれの地域では温度差があります。

そこで、一律的に施策を展開するのではなく、それぞれの地域の実情に応じた地域コミュニティの活性化を推進することが求められます。例えば、既に緩やかな連携のネットワークが存在している地域では、新たな地域コミュニティ連携組織の立ち上げなどに先行的に取り組み、その後、その取り組みを他の地域でも徐々に広げていくことが理想的です。

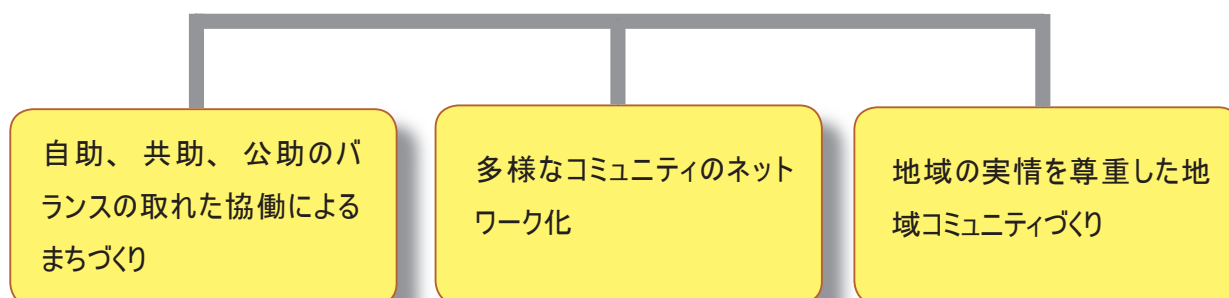
地域コミュニティを取り巻く環境の変化や課題などを踏まえ、将来像（目指すべき地域コミュニティ像）及び基本方針（将来像を実現するための方針）を以下のとおり定めます。

### 【基本計画の基本的な考え方】

#### 将来像（目指すべき地域コミュニティ像）



#### 基本方針（将来像を実現するための方針）



## 1. 将来像（目指すべき地域コミュニティ像）

地域コミュニティは地域社会の基礎となるものです。地域で暮らす人々がお互いに信頼して助け合い、安心して暮らすことができ、また、地域で元気を感じることができる豊かな人間関係が築かれた地域コミュニティを目指す必要があります。このことにより自治基本条例の基本理念である「市民が主役の市民自治の確立」が構築されますので、以下の事項を推進します。

### （１）市民参画の地域コミュニティ

これからの地域コミュニティは、「自分たちの暮らす地域は自分たちでつくる」という意識を持つことが大切です。行政主導の取り組みだけでは、地域課題の解決にはつながりにくく、効果が期待できません。そこで、「自助」・「共助」・「公助」のバランスを踏まえ、市民自らが主体的な参画を行い、行政と共に公共を担うという協働のまちづくりを目指します。

### （２）多様な連携で活性化する地域コミュニティ

これからの地域コミュニティは、少子高齢化や人口減少の進行など、これまでとは異なる環境に対応する必要があります。その中では、共に支え合うという発想が大切ですが、地域コミュニティには高齢化や担い手不足という課題があり、その課題がますます深刻になる可能性がありますので、今後は、防災、防犯、福祉、環境、教育など、さまざまな分野で地域における協働が求められる場面が多くなることが予想されます。

そこで、本市には、既に緩やかな連携のネットワークが存在しますので、このネットワークを活用しながら、お互いの良さを尊重し、連携できる部分は連携し、同じ地域で生活する仲間として助け合いながら歩いていくことを目指します。

### （３）新たな創造による地域コミュニティ

これからの地域コミュニティは、若い人や新しい活力を取り込むことが必要不可欠です。現在、地域コミュニティは、高い志と地域への思い、自治の自負を持った人たちにより担われ支えられています。意識調査及び団体調査からも汲み取られるように、役員の高齢化が進んでおり、このままでは、組織が持続していくことが困難な状況にあります。

また、団体調査において、「団体が抱える課題（役員の高齢化や担い手不足）を解決するための効果的な取り組みは何であると思いますか」との問いに対し、「若年者の興味のある行事の企画」に取り組むことが、最も多い結果となりました。

そこで、現在、率先して活動しているリーダーの思いや経験などを次世代へと引き継ぐ必要があります。そのためには、これまでの地域活動で培われてきた伝統を受け継ぎつつ、若い人や女性などの人材、また、NPO 法人やボランティア団体などの価値観と多様性を認め、それらの活力を取り込むことにより、新たな地域コミュニティの創造につなげることを目指します。



## 2. 基本方針(将来像を実現するための方針)

目指すべき地域コミュニティ像を実現するための方針を以下のとおりとします。

### (1) 自助・共助・公助のバランスの取れた協働によるまちづくり

近年、福祉をはじめとする行政サービスの充実が図られ公助の割合が大きくなってきました。しかしながら、少子高齢化が進行するにつれ、行政サービスに係るコストが増大する一方、行財政の構造が変化していく中、公助の見直しが必要となっています。

一方、災害時などにおける自治会や NPO 法人などの役割の重要性や、行政では手の届きにくい地域ごとの課題に対し、きめ細かく対応する共助への期待が高まっています。

また、公助、共助の前提として、自分や家庭で出来ることは自分や家庭で対応する自助の姿勢がこれまで以上に求められています。

このようなことを踏まえ、自助を前提とし、行政による公助とともに、市民自らが解決に当たる地域コミュニティによる共助の力を発揮するため、積極的な市民参画を基本として、協働によるまちづくりを推進します。

### (2) 多様なコミュニティのネットワーク化

本市には、地域社会を形成していく上で中核となっている自治会などをはじめとして、各種団体、また、NPO 法人やボランティア団体などの多様なコミュニティが存在します。

地域により事情は異なりますが、これらの組織では人材不足や高齢化が課題となり、新たな人材も育っていないため、活動の担い手が高齢化して地域課題への対応力が弱まり、解決に向けた取り組みも期待した協力や成果が得られにくくなっています。

しかし、団体調査で汲み取られるように、課題を抱えた中であっても「公民館や社会福祉協議会と連携した福祉活動」、「子育て支援や障がい者・高齢者との交流活動」、「学童見守り隊や防犯協会と連携した防犯活動」「民生委員との情報共有で世帯実態の把握を行い、消防団との協議を行った上での自主防災体制の強化」など、地域では、さまざまなネットワークを活用した活動が行われています。

このような状況を踏まえ、コミュニティについても、それぞれの良さを生かしながら、お互いに補い、支え合えるように連携を図ります。

### (3) 地域の実情を尊重した地域コミュニティづくり

本市の地域コミュニティの状況は、人口や生い立ちなどにより特色や抱える課題などが異なるため、地域コミュニティとして一律的なものを目指すのではなく、それぞれの地域の人々の自主性を踏まえ、それぞれの実情にあった形で発展させることが望まれます。

また、新宮地区が過疎地域、嶺南地区が僻地地域の指定を受けており、現在もこれらの地区では、急激な少子高齢化が進んでおり、この過疎化の度合いが更に進み、地域社会の機能を失った集落、すなわち限界集落になるという危機的状況も想定されるため、地域コミュニティの活性化を図るに当たっては、その地区の意思を尊重しながら慎重に対応していきます。

## 第6章 | 地域コミュニティ活性化の方策

将来像（目指すべき地域コミュニティ像）及び基本方針（将来像を実現するための方針）を踏まえ、地域コミュニティ活性化の方策を以下のとおりとします。

### 【地域コミュニティ活性化の方策】



## 1. ネットワークづくり

コミュニティ間のネットワーク化を強化することが求められていますので、それに必要な機能の整備を図ります。

### (1) 地区コミュニティ協議会の設立

さまざまな地域課題を解決していく上で、あらゆる活動を行う多様なコミュニティが連携した組織を設立することにより、幅広い活動内容や多様な担い手の確保につながり、地域の結束力を高めていくことが期待できます。自治基本条例の趣旨では、このような組織を設立した上で、そ

#### 豆知識④

##### 地域協働体とは？

総務省の報告書では、地域における多様な公共サービス提供の核となり、地域コミュニティ組織など、地域の多様な主体による公共サービスの提供を総合的かつ包括的にマネジメント※  
9する組織と定義しています。



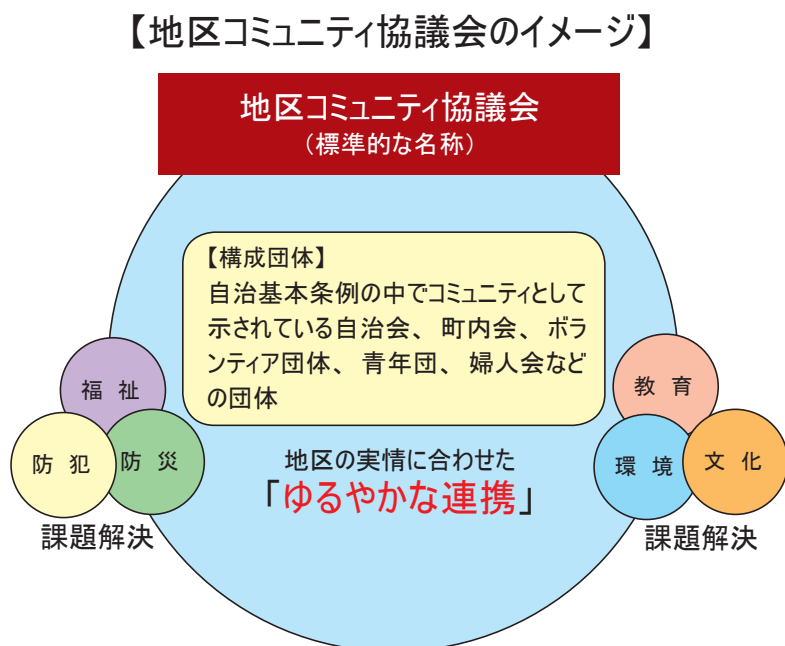
の組織が行政との適切な役割分担の下に協働し、市民自治の確立を目指す旨が示されています。

また、国においては、近年の環境の変化を踏まえ、地域コミュニティの再生を検討するため、「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」が総務省に設置され、平成21年8月に検討結果がまとめられました。この報告書では、「今後、地域コミュニティなどと地方公共団体が協働する新しい地域経営として、地域コミュニティ、NPO法人、その他の団体など、多様な主体が力強く公共を担う仕組み（地域協働体）を形成し、行政と住民が相互に連携し、共に担い手となり地域力を創造する取り組みを促進する必要がある」と示されています。

このようなことから、本市では、コミュニティ間のネットワーク化を進め、市民主導のまち

づくりの推進母体となる地区コミュニティ協議会（以下、「協議会」という。）をコミュニティの連携拠点である公民館の単位で設立することを推進します。

なお、協議会の名称は、地区により特色があるものでも良く、例えば、その地区の特徴を表すものを盛り込むなど、地区の人たちの意思を優先することが重要です。



※9 マネジメント… 経営などの管理を行うこと。

## 【実施項目】

- 協議会設立のための住民説明会の実施
- まちづくり出前講座の実施
- 協議会設立モデル事業の実施

## （２）地縁型組織とテーマ型組織の連携

私たちが住む地域社会では、より良い地域づくりに向け重要な役割を担っている自治会などの地縁型組織と、特定の課題に対し、専門性や機動性などを持って活動する市民活動団体でありテーマ型組織とも呼ばれる団体があります。

地縁型組織とテーマ型組織とでは、その活動範囲や特性に違いはあるものの、共により良い地域づくりに向け課題や問題の解決に自主的に取り組んでおり、お互いの活動の中での思いや目的を共有できる部分が大いにあるはずです。活動に当たっての目的や思いを共有できる団体同士が、共有できる部分において協力し、それぞれの強みとノウハウ※ 10 を生かしていくことで、地域力が更に強固なものとなり、課題解決や共通する目的の実現がより効率的・効果的に図られるとともに地域の活性化にもつながります。

## 【実施項目】

- ボランティア市民活動センターによる連携のサポート

## 2. 環境づくり

協議会の活動支援のために行政の支援体制を充実します。

### （１）協議会への財政支援

地域コミュニティの活性化がもたらす効果としては、地域力を向上させ、それを礎として持続可能な四国中央市の実現に大いに寄与するものです。また、団体調査では、地域社会の絆の再生を図る上での行政の支援策として、最も多くの人が望んでいるため、各地区の特色を生かした計画に基づき企画・立案された事業を効果的に実施できるよう財政的支援を行います。

また、財政的支援は、地区の実情に合わせ、協議会の自主性を重んじた上で、自由に用途を決めていくようにすべきであり、そのことを決めていくという過程が、人と人、また、団体と団体との絆や市民の力を養います。

---

※ 10 ノウハウ…ある専門的な技術やその蓄積のこと。



## 【実施項目】

- 協議会への活動補助または交付金などの創設

## (2) 協議会への人的支援

協議会が設立され事業を展開していく地区には、事業の企画・立案を行う際の相談窓口を充実させます。また、地域と行政のつなぎ役である職員を公民館区毎に任命することを検討します。

## 【実施項目】

- 協議会の相談窓口の充実
- 協議会設立に係るサポート
- 協議会が独自の計画を策定する際のサポート
- 協議会が企画・立案を行う事業のサポート
- 【仮称】地区担当職員の任命

## (3) コミュニティの連携拠点の整備

公民館は、自治基本条例で下記のとおり位置づけられているため、連携拠点としての整備を図ります。

### (コミュニティ)

#### 第 11 条

- 3 市は、**公民館を地域におけるコミュニティの連携の拠点として位置付け、機能及び施設の充実、整備に努めます。**

## 【自治基本条例逐条解説】

地域におけるコミュニティの充実のための連携の拠点である公民館の整備など、コミュニティ充実のための基本的な考え方を示しています。

具体的には、地域課題を解決するため、公民館を地域におけるコミュニティの連携拠点として位置づけ、施設の配置を含め、施設の充実に努めることを定めています。

## 【実施項目】

- 公民館の機能及び施設の充実・整備

#### (4) 自治会などへの加入促進・組織強化

自治会などは、より良い地域社会を形成していくうえで中核となる組織ですが、核家族化や生活スタイルの多様化が進む中で加入者数の減少が進んでいるため、本市では、自治会などの意義をより多くの市民に周知し、地域と行政が協力して加入促進や組織強化に取り組む必要があります。

一方、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚に基づき、自治会などを母体として自発的に**自主防災組織**を結成する動きが活発化しているように、災害による被害軽減を図るための取り組みが市内で広がっています。災害時には近隣の連帯感が重要であり、市民同士の安心感にもつながるため、防災活動を通じて自治会などへの加入促進を図るなど、これまでと違った工夫を行う必要があります。

なお、自治会などが協議会内で中枢的な役割を果たすことにより、協議会の運営がスムーズに行えます。

##### 豆知識⑤

##### 自主防災組織の必要性

災害が起こった場合、出火の防止、初期消火、災害情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当、給食・給水の実施などにおいて市民の自主的防災活動が求められます。これらの役割を担う組織が自主防災組織です。



#### 【実施項目】

■自治会運営・啓発マニュアル※ 11 などの作成

#### (5) 地域コミュニティ活動に必要な情報の提供

きっかけづくりや人づくり、ネットワークづくりなど、地域コミュニティの活動に必要な情報は多岐にわたります。そのため、必要な情報を必要な人に的確に提供するための仕組みづくりが必要です。そこで、市による支援メニューの作成などを行い、必要な情報を分かりやすく整理し提供します。

#### 【実施項目】

■市ホームページ及びケーブルテレビなどを活用した必要な情報の提供

※ 11 マニュアル…作業手順などを体系的にまとめた冊子。

### 3. きっかけづくり

地域活動に参加する人を増やすためには、そこで暮らす人たちが自分の住む地域のことを良く知り、感じるためのきっかけをつくることが重要です。

そのきっかけについては、世代により考えや環境などが異なるため、若年層、勤労世代や子育て世代、団塊の世代などに対応したきっかけづくりを行い、自然に地域活動に参加しようと思えるような雰囲気づくりに努めます。

#### (1) 若年層に向けた意識啓発

地域活動の経験がない若年層の意識の醸成については、教育現場の中において地域活動に触れる機会をつくることが望めます。

そこで、教育現場における地域活動体験を実施することにより、地域に関する感覚や思い、理解の醸成を図ります。例えば、実際に活動を行う組織を見学し、実際に活動を体験することで、地域活動への理解が深まるとともに、地域への愛着心が生まれます。

子どもたちは、社会体験活動、世代間交流など、地域住民との触れ合いの機会により多様な価値観や地域資源※12についてを知り、コミュニケーション能力を高めます。また、まちへの愛着が育まれ、将来のまちづくりの担い手の育成にもつながります。

そのため、地域と学校は、相互理解を深め、連携を図ることの重要性を理解するとともに、地域行事における協力関係の構築や、準備段階からの連携する機会の創出に努めます。

また、地域活動に子どもたちや若い人が参加することにより、その家族も地域活動に関わっていくきっかけづくりにもなり、相乗効果も生まれます。

#### 【実施項目】

##### ■ 地域活動体験の実施

#### (2) 勤労世代、子育て世代に向けた意識啓発

勤労世代については、昼間、仕事で自分の住むところにはいない人が多く、地域でどのような活動が展開されているかをあまり知らない人が多くいるため、地域活動に関する情報提供をさまざまな方法で行う必要があります。

また、子育て世代については、子どもを通じて PTA 活動や愛護班の活動に参加することで地域の顔見知りが増え、地域活動に参加しやすくなります。本市においては、現在もこのような団体が主体となるさまざまな活動が行われているため、地域における子育てや教育をきっかけとして、自治会活動やその他の活動などに引き続き参加することを呼び掛ける必要があります。

---

※12 地域資源…その土地の風土に育まれた地域独特の価値を有するもので、地域の活性化に活用できるものの総称。天然・自然の資源だけではなく、人的なものや文化的なものも含まれる。

### (3) 団塊の世代などに向けた意識啓発

団塊の世代※ 13 や企業を退職した世代については、現役時代は仕事が忙しく地域活動に参加できない人が多い中、退職後は地域活動に関心を持つ人が少なくありません。

このような人が、それまで培ってきた経験を地域活動に生かし、地域コミュニティを支える人材として生かせるよう、地域活動に参加する方法や必要な知識を身につけるための環境づくりを行います。

写真はイメージ



#### 【実施項目】

##### ■ 地域コミュニティに係る活動紹介

### (4) 市職員の意識の醸成

地域コミュニティを活性化するに当たり、地域活動を行政全体で支援するため、市職員の協働に関する意識改革を進めます。その方法としては、まずは職務としての市民自治の推進を図る必要があるため、基本計画や地区コミュニティ計画に関する周知と理解を進めます。

また、市職員は、職務としての市民自治の推進だけでなく、可能な限り自らの居住する地域の活動などに参加し、活動の経験値や生活者としての意識を育むとともに、職場における住み良い地域づくりを目指します。

現在も多くの市職員が、ボランティア団体、PTA、愛護班、自治会、消防団等々「新しい公共」を担う一人の市民として、職務とは別に、地域づくりや社会貢献活動に携わっており、まさしく地域へ飛び出しています。

このような活動は、今後、協働のまちづくりや地域コミュニティの活性化を進めていく上では、非常に重要な役割を果たしますので、多くの職員が協議会の活動に携わるよう意識の醸成を図ります。

#### 【実施項目】

##### ■ 市職員を対象とした研修の実施

##### ■ 庁内推進体制の強化

※ 13 団塊の世代…第2次世界大戦後の第一次ベビーブーム期（1947～1949年）ないし、その前後に生まれた世代を指す言葉。



## 4. 人づくり

地域コミュニティの活性化を図る上で、統括するリーダーや、主体的・積極的に活動に参加する市民の存在が重要な要素となります。現在、意識調査及び団体調査の結果として表れているように、各種団体の多くが、役員の高齢化や後継者不足、地域活動における参加メンバーの固定化を課題として捉えています。

今後は、地域活動におけるリーダーなどの育成を図り、活動参加者の増加を促す工夫が求められます。

### (1) リーダーの育成

現在、活発に活動しているコミュニティには、意欲的なリーダーがいる場合が少なくありません。また、このようなリーダーに負担が偏り、そのため次のリーダーが見つかりにくい状況も見受けられます。企画・立案や専門的知識など、それぞれの分野に秀でている人材に負担を分散しながら次のリーダーを育成する必要があります。

そこで、地域コミュニティの役割を整理して情報提供を行うほか、相談窓口などを設けるなど、リーダーに対する負担感の軽減を図り、多くの人がリーダーになれる環境づくりを進めます。

#### 【実施項目】

- リーダー養成講座の実施
- 地域コミュニティの相談窓口の充実

### (2) 地域づくりコーディネーター※14の育成

協議会の構成団体間で連携・協働を進めていくには、複数の団体の活動に精通し、連携を推進・調整するコーディネーターがいることが効果的です。

地域づくりにおけるコーディネーターは、幅広い人脈と調整能力が必要で、このような人材の掘り起こしと情報提供や研修などを進めます。また、団体間で連携・協働を進める地区に対して、このようなコーディネーターを活用できるような仕組みづくりに取り組みます。

#### 【実施項目】

- 地域づくりコーディネーター養成講座の実施
- 地域づくりコーディネーターマッチング事業の実施

---

※14 コーディネーター…さまざまな要素を統合・調整することにより、一つにまとめ上げる役割を持つ人。

## 1. 地区コミュニティ協議会の定義

協議会は、自治基本条例の中でコミュニティとして示されている自治会、町内会、ボランティア団体、青年団、婦人会などの団体が、市民自治の強化や市民と行政との協働の推進などを目的として活動する公民館単位の組織であると基本計画では定義します。言い換えれば、四国中央市より小さな（狭い）地域において、地域のことを地域自らが決め、それを実行するためにつくられる組織です。

## 2. 地区コミュニティ協議会の役割

### （1）市民自治機能の強化

さまざまなコミュニティのネットワーク化を図り、地域が抱える課題についてを市民自らが把握し、話し合い、協力して解決していくことにより、市民ニーズを反映した住み良い地域社会の実現につながります。

現在も、公民館区においては、さまざまなコミュニティが連携した地域行事やイベントなどが活発に行われていますが、今後は、現代型の地域課題への対応などをテーマとした取り組みが重要となりますので、協議会が、その役割を果たすことにより、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という市民自治機能の強化が図れます。

### （2）安心・安全な地域社会の形成

地域では、これまでも市民が安心して日常生活を営むことができるよう、相互理解と協力の下、子どもや高齢者の見守り活動や自主防災活動を行うなど、行政だけでは対応しきれないきめ細かな活動で、安心・安全な地域づくりを推進してきました。

今後も、犯罪や万一の災害に備えての防犯・防災や、地域ぐるみの子育て支援、高齢者や障がいがある人など誰もが安心して暮らせるような支え合いに取り組むことが必要ですので、協議会が多様な分野の課題解決へ向けて取り組むことにより、より安心・安全な地域社会の形成につながります。

### （3）交流・親睦、支え合い

市民相互の信頼関係や安心感は、日頃の近所付き合いや、日常の何気ないあいさつなどを通じて生まれるものです。また、地域のお祭りや伝統行事、スポーツなどのレクリエーションや親睦活動を通じて、市民同士の交流を促進し、親睦を深めることができます。

協議会において、子どもから大人、高齢者や障がいがある人など、地域に住むさまざまな人同士が、あらゆる機会を知り合い理解し合うことで地域での支え合いにつながります。

#### (4) 次世代を担う人材の育成

次世代を担う子どもたちが、地域の中でさまざまな人たちと出会い体験を重ねることは、社会の教育力として地域が果たす重要な役割です。

子どもの頃から自然と地域活動に親しむよう、積極的に次世代の育成を図りながら地域づくりを行うことが、地域の輝く将来をつくることにつながるため、協議会では、今後、地域ぐるみの子育て支援や世代間交流など、次世代の育成に取り組む必要があります。

### 3. 市民主体の取り組み

それでは、実際に協議会の形成に取り組もうとしたとき「誰が動くのか?」「何から始めれば良いのか?」というスタートの切り方は大きな疑問となるところです。

その取り組み方は、地区の状況によりさまざまな方法があると考えられますが、ここでは、標準的と考えられる方法を例示します。市民自治を確立するための組織の形成ですので、意思決定を行い、主体的に取り組むのはそこに住む市民が主役となります。取り組むパターンは、地区の状況に合わせ次の二つが想定されます。なお、行政は、市民が取り組みを始めるきっかけとなるよう、説明会などを行い取り組みの意義の理解を得た上で、設立のサポートを行います。

#### (1) 新たな協議の場を設ける

公民館区で活動している各種団体や自治会、有志が寄り合い協議の場を設け、地区内の市民に広く呼び掛けて、全体の合意を図りながら協議会の形成を進めていきます。

#### (2) 公民館区の既存の団体及び組織が中心となる

公民館区で活動している既存組織が地区内の各種団体や自治会、個人に呼び掛けて、参加・参画を促しながら協議会の形成を進めていきます。

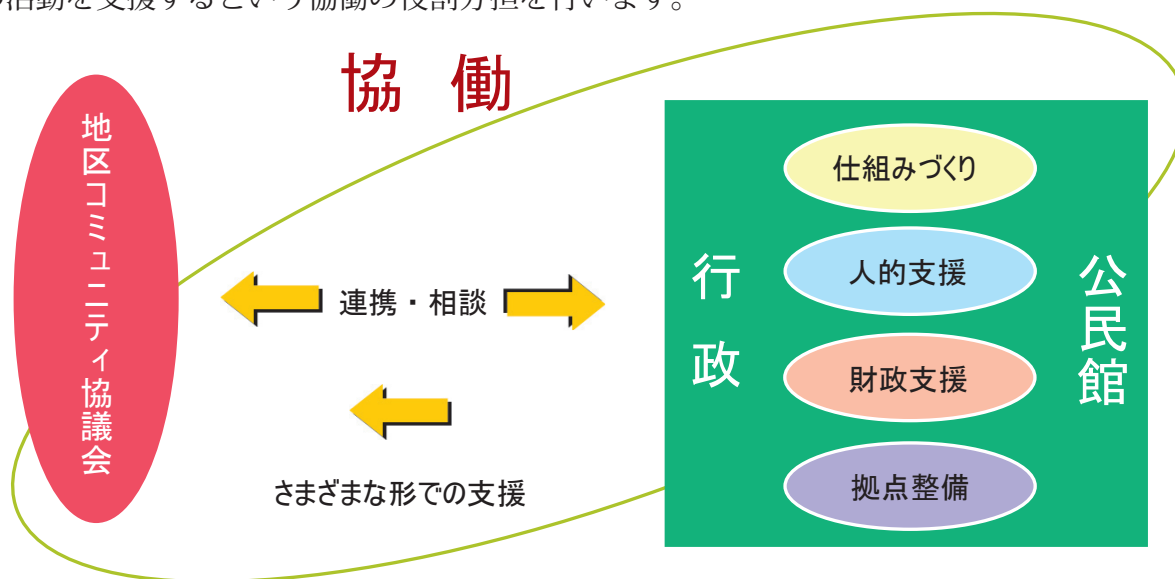
(例) 既にある地区単位の連合自治会、広報委員会、ふるさとづくり実行委員会及び推進協議会などの組織機能を活用する方式

### 4. 地区コミュニティ計画の策定

協議会が設立された地区においては、その地区の将来像を描き、それらを実現していくための手順、方法、時期などをまとめた計画を作成していく必要があります。計画づくりは、それぞれ違った特色のあるものでよく、そこに住む市民同士の共通理解を図るとともに、共通した価値観を形成していくことにつながります。その地区の自主性、主体性を尊重し、行政が計画づくりを支援するという協働体制を構築して作成する必要があります。

## 5. 地区コミュニティ協議会と行政との関係

協議会を継続的に運営するため、構成する各主体が相互に連携を図り、行政や公民館がそれらの活動を支援するという協働の役割分担を行います。



## 6. 市民の役割

近年、日々の生活では、仕事や家庭、個人の娯楽などが優先されて地域活動がおろそかにされたり、必要ないと思われたりする傾向があります。しかしながら、地域は、そこに住む一人ひとりによりつくられ、そこでの活動が市民自身の日常生活に直接反映されます。

「住んで良かった」「住み続けたい」と思える地域をつくっていくためには、市民全員が地域活動に携わり、地域のことを考えて行動することが必要です。

### (1) 地域の一員としての意識

地域での支え合いや交流は、市民一人ひとりの気持ちから広がっていくものです。

地域での目指す方向性をゆるやかに共有しながら、一人ひとりが地域の一員としての意識を持ち、暮らしていくことが大切です。

その中で、子どもや中高生などの若年世代が、地域での役割を担えるような工夫をしていけば、自然に意識の醸成が図られ、その意識が大人になるまで持続されます。

### (2) 地域の活動への積極的参加

地域づくりは、市民のみなさんが地域に関心を持ち、小さなことから自分たちで出来ることを考え行動していくことから始まります。「こんな地域に住みたい」「自分たちのまちは自分たちで支える」という地域づくりの担い手としての意識を持ち、主体的に取り組むことが必要です。

また、身近な地域での楽しみや生きがいを見つけ、さまざまな活動に参加することが「住んで良かった」「住み続けたい」という地域への愛着にもつながります。



## 1. 公民館の機能の活用

市民の最も身近な施設である公民館は、現在も住民の生活に即した教育、文化などの社会教育活動に加え、レクリエーション活動や親睦活動という地域の人と人や、団体同士の絆を強める活動のほか、環境保全や安心・安全活動という地域課題解決に向けたコミュニティ活動全般にまで拡大しており、まさしく地域コミュニティの核としての役割を担っています。

そこで、従来から公民館にある地域の課題解決に向け、市民を巻き込み、人々の連携を促し、主体的な学習・実践活動に結びつけていくという機能や仕組みを活用することが、地域コミュニティの活性化に効果的であるため、協議会の活動拠点として公民館を活用します。

## 2. 地区コミュニティ協議会の活動拠点としての公民館

現在、公民館は、社会教育活動による地域づくりを主体として運営を行っていますが、今後は、従来の活動を充実させるにとどまるのではなく、防災、防犯、教育、福祉、環境など多様な分野の現代的な地域課題が山積する中で、その解決への取り組みに重点を置き、多くの市民の参画を促すことが求められています。一方、行政においても、財政構造の変化や組織のスリム化により、今後、更なる行財政改革に取り組む必要があります。

地域や行政が抱えるこれらの課題に対して、市民と行政が共に手を取り合って、適切な役割分担の下、課題解決を行っていくということが、今後、重要となります。

このようなことから、協議会の活動拠点としての公民館は、より多くの市民が公民館を身近に感じ、地域を愛する心を持ち、共に支え合い、市民自治で公民館を盛り上げていくという総合的な地域の拠点としての機能を、市民と行政との協働により整備していく必要があります。



中之庄公民館

## 1. 市民と行政との連携での取り組み

地域コミュニティの活性化の実現に向けては、そこに住む市民のみなさんが、その地域でより良く暮らしていくための取り組みを積極的に行うことが必要です。そしてそれは、行政だけ、市民だけで考えていくものではなく、お互いが連携し、支え合っていくことが重要です。また、自分たちの地域のことがらは、自分たちの責任で決定・実行することが、市民自治を実現することにつながります。

## 【自治基本条例における市民と行政の連携のイメージ】

## 連携拠点（公民館）

## 【公民館の現状】

住民の生活に即した教育、文化などの社会教育活動に加え、レクリエーション活動や親睦活動という地域の人と人との絆を強める活動のほか、環境保全や安心・安全活動という地域課題解決に向けたコミュニティ活動全般にまで拡大しています。

## 【今後求められる連携拠点としての役割】

現在、公民館は社会教育活動を主体とした地域づくりを行っていますが、近年は、防災、防犯、環境、福祉など多岐にわたる分野の現代的な課題が出てきており、それらを解決するために、さまざまなコミュニティが連携し、「地域力」を向上させる必要があります。

地区コミュニティ協議会が主体となり取り組みます

参加



地域

市民は、コミュニティ活動の重要性を認識し、その活動に積極的に参加するよう努めます。



協働



行政

コミュニティの自主性、自立性を尊重し、その活動の連携及び強化を図ります。また、連携拠点である公民館の機能及び施設の充実、整備に努めます。



支援



## 2. 身近なコミュニティ活動の重要性

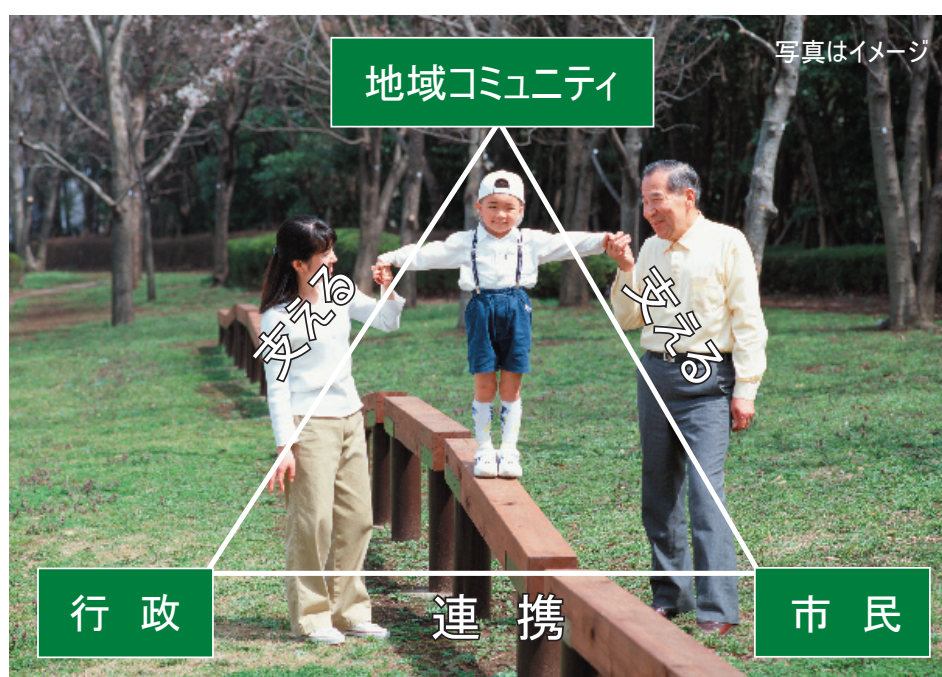
地域コミュニティを活性化するには、さまざまな視点から手法を見いだすことが必要であり、日頃の身近な活動から人と人との絆が深まることを忘れてはいけません。例えば、地域で身近に顔見知りになるきっかけの一つに、朝のあいさつなどの声掛けがあります。あいさつをすることにより、触れ合いが生まれ、お互いを知り、地域での交流の発展につながります。また、現在もそれぞれの地域で活発に行われている地域清掃は、自分たちの手で自分たちの地域をきれいにしようという思いを持ち、多くの市民が参加しています。このような草の根的なコミュニティ活動は、地域への愛着が育まれるため必要不可欠です。

## 3. 市民が主役の市民自治の確立に向けて

今後は、地域コミュニティの課題を総合的に捉え、その解決の実現に向け、市民及び行政が、それぞれ適切な役割分担の下に協働して地域コミュニティの活性化を行うことが望まれますので、この基本計画が、地域におけるまちづくりに生かせるものとなるよう、各地区（公民館区）では、それぞれの特色を持った地区コミュニティ計画を策定し事業に取り組む必要があります。

また、基本計画で示した考え方や取り組みは、中・長期的な視点で進めていく必要があることから、第2次総合計画に反映させることで実効性を確保し、自治基本条例の基本理念である「市民が主役の市民自治の確立」の実現に向けて、総合的に事業を展開していくこととします。

そして、事業を推進することにより、人と人とのつながりをつくり、お互いに助け合う関係を構築することで、市民同士の見守り機能が働き、防災や防犯対策につながったり、いざという時に助け合うことができたりするなど、安全で安心な地域社会の形成につながり、市が推進する絆と地域力再生による協働のまちづくりを実現します。





# 〜KIZUNA〜

## 四国中央市地域コミュニティ基本計画

平成25年6月

編集・発行 四国中央市

担当部署 市民環境部 市民交流課

協力部署 教育委員会事務局 生涯学習課

〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

電話 0896-28-6014（市民交流課）

ファクス 0896-28-6057（市民交流課）

